

## 施設整備費用の補助金制度

### 1 対象法人

社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人

### 2 補助金制度協議の流れ（拠点事業所整備の場合）

時期	事項
7～8月	協議書の提出（拠点事業所開設協議書と兼用）
9月	地域生活支援拠点事業所開設等事業者評価委員による評価
10月	事業者の選定
12月	社会福祉法人等審査会
3月	名古屋市予算議決
4月	国庫補助金協議（市→国）
6月ごろ	国庫補助金内示後、整備開始

### 3 補助金額（〔参考〕令和4年度整備分）

〔新築・増築・改築の場合〕

○共同生活援助 **2,640万円**

○短期入所整備加算 **1,170万円（※2名以下の場合565万円）**

○エレベーター等設置整備加算 **210万円**

ただし、建設費用（補助対象外経費除く）の3/4を上限とする。

〔改修の場合〕

○整備費用（補助対象外経費除く）の3/4（千円未満切捨て）

※補助金額は令和6年度又は令和7年度予算編成により決定（前年度3月議決）され、編成の過程において見直しされることがありますのでご了承ください。

### 4 補助要件

- 補助金交付にあたっては、本市予算の議決及び国庫補助金の内示が要件となります。
- 交付時期は建物完成確認後とします。
- **なお、補助金の金額が変更された場合の収支計画の見直しは、寄附金や借入金などの金額を大幅に見直すことになるため、再度、選定された事業者と協議を行うこととします。**

#### (1) 土地について

- **法人の所有する土地での整備の場合は、全て法人に所有権があること（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと）を原則とします。** 抵当権等が設定されている場合は、協議前にご相談ください。
- 借地における整備の場合は、地上権の設定登記や、無料又は低額な賃貸借料を設定すること等の各種条件を満たす必要があります。

<条件の一例>

- ・事業実施に必要な期間（50年以上）の地上権又は賃借権の設定をし、かつ、これを登記すること。※定期借地可
- ・法人が事業費等により、当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められること。
- ・当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等からの賃借により貸与を受けるものでないこと。
- ・原則として、福祉医療機構からの融資の際には、敷地は担保提供すること。

(別添5)

- 建設用地を、①贈与により取得する場合は、土地の贈与契約書等を添付し、②購入により取得する場合は土地売買予約確約書（様式参照）等を添付してください。本市からの補助金内示前に売買契約を結んだ場合、本市は一切の責任を持ちません。
- **開発行為を伴う工事を計画している場合や、市街化調整区域での建設計画の場合には、事前に名古屋市住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 ☎972-2770）へご相談ください。**
- 建築基準法等により建築不可能な土地（公道に接していないなど）への整備については、協議を受け付けません。

(2) 資金計画（様式8）について

**事業実施にかかる必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がない必要があります。**

施設整備に必要な資金については、施設整備補助金、借入金及び寄附金等で資金計画を立てることとなりますが、協議の段階では補助金が確定していないため、便宜上、3の補助金額で資金計画を作成してください。

なお、昨今の建築資材の高騰等やスタッフ配置計画等に基づく人件費の積算等を十分に精査の上作成してください。

<イメージ図>

【資金計画フレーム】

施設・設備整備費			運営資金	土地代等
建築費、設計監理費	備品費	その他 (造成等)		

【資金の財源フレーム】

補助金	借入金	現有資金 又は 寄附金等	現有資金又は 寄附金等	借入金	現有資金 又は 寄附金等
-----	-----	--------------------	----------------	-----	--------------------

ア 施設整備補助金

3の補助額で算定してください。

なお、額はあくまで資金計画上便宜的に使用していただくためのものであり、補助金額として確約するものではありません。

イ 借入金

- 施設建設費の借入金融機関先は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）及び協調融資覚書締結金融機関とします。
- 福祉医療機構からの融資を受ける予定がある場合は、福祉医療機構へ事前相談を行い、借入可能額等を確認して下さい。
- **福祉医療機構（福祉貸付金）については貸付基準が変更される可能性があります。変更があった場合は、変更後の内容により再度積算するものとします。**  
 なお、借入金の変更に伴う収支計画の見直しは、自己資金の増額など大幅にその内容を見直すことになるため、再度、選定された事業者と協議を行うこととします。

<参考：福祉医療機構（福祉貸付金）の基準事業費の単価（令和5年度）>

共同生活援助（1ユニット）97,000千円

短期入所整備加算 5,500千円/人

※参考：融資限度額の算定式 融資限度額 = (基準事業費と実整備費の少ない方 - 市補助金) × 融資率

【問い合わせ先】東京都港区虎ノ門4-3-13

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

電話 (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0659

#### ウ 寄附金

施設整備に必要な資産について寄附を受ける場合は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、資産状況、営業実績等からその寄附が確実かどうかの確認を行います。

また、寄附予定の資金は、協議書類提出後も確実に有している必要があるため、随時、寄附者の残高証明及び現金通帳により確認を行います。

なお、寄附者の借入れによる寄附は認められません。

#### エ 整備資金

施設・設備整備費のうちアからウを除いた額以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を自己資金として確保していることが必要です。別の資金の流用は不可です。

#### オ 運転資金

事業開始から事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、**自立支援給付費の2か月分以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等で、自己資金として確保していることが必要です。**

#### カ 収支見込み（様式9）

**収支見込みについては、**利用者の確保や職員の採用計画など、事業所の事業計画に基づき、計画的な見込みを立てて算定してください。

借入金がある場合の収支見込みのうち「開始2年度目」については、**借入償還額の最多負担年度分を作成して下さい。その際、福祉医療機構の利率は便宜上2.0%で算定してください。**

#### 5 補助内示後の契約手続きに関する事務の流れ

社会福祉法人等が補助事業として施設整備を行う場合については、本市の公共事業に準じて、一般競争入札による施工業者の選定を行い、その後請負契約を締結する等、適切に行うこととされています。具体的な事務の流れとしては以下のとおりとなりますが、その他詳細については、選定後に協議します。

	事務	備考
①	設計監理委託契約 (設計監理業者の選定理事会)	契約内容については事前に当課と調整
②	入札公告	公告内容については事前に当課と調整
③	入札参加申出書の市への提出	その他、当該事業者の代表的な同種又は類似の工事施工実績1件及び競争入札参加資格確認書類等の提出

(別添5)

④	入札参加申出状況の市への報告	入札執行の発送前に、当課に指名停止の有無等の確認をする。 役員の職業を記載した役員名簿の提出
⑤	入札執行通知の送付 (入札指名業者の選定理事会)	設計図書を添付
⑥	入札の実施 (一般競争入札)	入札立会い(理事長、理事長を除く複数の理事、 監事及び評議員、本市担当職員)
⑦	入札結果の市への報告	
⑧	入札結果の公表	一般の閲覧に供する
⑨	契約の締結 (契約内容確定後、理事会の議決)	契約内容については事前に当課と調整
⑩	工事請負契約報告書の市への提出	その他、契約書及び契約内訳書の写しの提出